

事 務 連 絡
平成20年11月25日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（業務担当）

改正「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行に伴う特別遺族給付金の個別請求勧奨の実施について

石綿による健康被害の救済に関する法律が改正され、本年12月1日から特別遺族給付金の支給対象となる範囲が拡大される予定である。

については、労働局又は労働基準監督署において相談等業務を通じて、今回の法改正により、新たに支給対象となる遺族等を個別に把握している場合は、下記により請求勧奨を行うこと。

記

1. 勧奨対象者

- ア 過去に時効を理由に不支給決定を行った遺族補償給付（石綿関連疾患によるものに限る。以下、同じ。）の請求人
- イ 上記以外の機会において、既に時効により遺族補償給付の受給権が消滅していることを把握した事案に係る遺族

2. 勧奨の方法

- ア 不支給決定事案に係る請求書、相談対応の事跡を残した相談票等をもとに上記1 勧奨対象者を抽出した上で、勧奨対象者あてに勧奨文書（別紙1）及び別添チラシを郵送すること。
- イ 相談者の氏名、住所がわからない場合であっても、電話番号等の連絡先が判明しているものについては、当該連絡先に連絡し趣旨を説明の上で郵送すること。
- ウ 郵送時期については、特別遺族年金の支給開始月を踏まえ、早期請求を促す観点から11月30日までに完了すること。

3. 勧奨結果の報告

- ア 各局における勧奨対象者について、別紙2により、12月5日（金）までに補

償課業務係あて報告すること。

イ 勸奨対象者から特別遺族給付金の請求がなされた場合には、既に指示している請求の契機に加え、

① 上記1のアの勸奨対象者にあつては、被災労働者の死亡後5年を経過してから遺族補償給付の請求をした理由

② 上記1のイの勸奨対象者にあつては、今般、初めて特別遺族給付金の請求を行った理由

を任意に聴取の上、別紙3により、請求日の属する月の翌月10日までに補償課業務係あて報告すること。

ウ 今回の請求勸奨により、勸奨対象者、支援団体及び報道機関等から申し入れ、取材の申し込み等があった場合には、任意様式により、その概要を簡単に取りまとめた上で補償課業務係あて報告すること。

平成20年11月 日

石綿（アスベスト）により健康被害を受けて
亡くなられた労働者のご遺族の皆様へ

厚生労働省
都道府県労働局
労働基準監督署

改正石綿救済法の施行による「特別遺族給付金」の
支給対象の拡大について

今般、改正石綿救済法が平成20年12月1日より施行されます。

この改正により「特別遺族給付金」の支給対象の拡大され、これまで平成13年3月26日以前に亡くなった労働者の遺族を「特別遺族給付金」の支給対象としておりましたが、平成18年3月26日までに石綿による疾病で亡くなった労働者のご遺族の方で時効により労災保険の遺族補償給付を受けることができない方が支給対象となったところです。

この「特別遺族給付金」は、ご遺族の状況に応じて特別遺族一時金または特別遺族年金が支給されますが、特別遺族年金が支給される場合は請求日の属する月の翌月分から支給されることとなりますので、平成20年12月中に請求手続きを行うことをお勧めいたします。

請求手続きについては、所定の請求書により労働基準監督署で行っていただくこととなりますが、不明な点がある場合は、お気軽に最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。

以上

石綿（アスベスト）健康被害者のご遺族の皆さまへ。

「特別遺族給付金」に関する、 大切なお知らせです。

「石綿による健康被害の救済に関する法律（石綿救済法）」の改正により、

特別遺族給付金の
請求期限

平成24年3月27日までに
延長されました。

特別遺族給付金の
支給対象

平成18年3月26日までに
亡くなった労働者のご遺族の方^(注)
へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)によって消滅した場合に限られます。

※「改正石綿救済法」は、平成20年12月1日より施行されます。

お問い合わせ先

- 特別遺族給付金の請求手続きなどのご相談については、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。
- 労災保険の給付対象とならない方の救済給付については、独立行政法人環境保全再生機構（☎0120-389-931）までお問い合わせください。

厚生労働省のホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

トップページの「重要なお知らせ」から、アスベストのページをご覧ください
(労災認定等事業場一覧表の公表を行っています)。

久保純子

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律
(以下「改正石綿救済法」といいます。)が平成20年12月1日より施行されます。
この改正により、以下の点が変更されますのでご注意ください。

① 特別遺族給付金の請求期限の延長

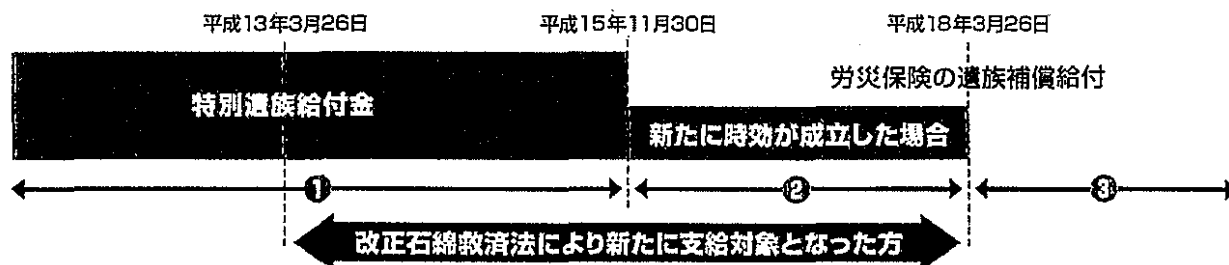
平成24年3月27日までに延長されました。

② 特別遺族給付金の支給対象の拡大

(1)平成18年3月26日までに亡くなった労働者(又は特別加入者。
以下同じ。)のご遺族の方^(注)へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)によって消滅した場合に限られます。

(2)以下のように労働者が亡くなった時期により支給対象となる
給付が異なります。



① 平成15年11月30日までに亡くなった場合

➊ 改正石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給対象となります。

② 平成15年12月1日から平成18年3月26日までに亡くなった場合

➋ 労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となりますので、お早めに請求手続きを行ってください。

➌ ただし、改正石綿救済法の施行日(平成20年12月1日)以後、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過したことにより時効で消滅した場合には、特別遺族給付金の支給対象となります。

③ 平成18年3月27日以降に亡くなった場合

➍ 労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となります。労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利は労働者が亡くなった日の翌日から5年で消滅しますので、お早めに請求手続きを行ってください。

★請求手続は、所定の請求書により労働基準監督署で行ってください。

※中皮腫で亡くなった労働者の石綿ばく露作業への従事期間が短い場合(1年未満)や、カルテやエックス線写真等がないために亡くなった労働者の肺がんの原因が石綿によるものかどうか不明な場合であっても、特別遺族給付金の支給が認定されることがありますので、都道府県労働局または労働基準監督署へご相談ください。

救済給付(環境保全再生機構から給付)についても改正が行われました。

☆改正の内容についてはこちらをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/kaisei080618/index.html>

☆救済給付の手続は、独立行政法人環境保全再生機構、環境省地方環境事務所、最寄りの保健所で行っています。

【お問い合わせ】 ☎0120-389-931 <http://www.erca.go.jp/asbestos/>

※救済給付との同時請求について

石綿を原因とする病気について、その原因が仕事によるものであるのか仕事以外のものであるのか分からない場合、特別遺族給付金の請求と救済給付の申請、あるいは労災保険法に基づく請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。

勸奨対象者の状況について(〇〇局)

1 勸奨対象者の有・無 (有・無)

2 勸奨対象者数【上記1で「有」の場合】

_____ 名

(内訳)

(ア 過去に時効を理由に不支給決定を行った遺族補償給付の請求人
..... 名

イ 上記以外の機会において、既に時効により遺族補償給付の受給権が消滅
していることを把握した事案に係る遺族..... 名

勸奨対象者の請求状況等について(〇〇局)

1 請求人に関する事項

以下の項目について請求書等により把握可能な情報を記載すること。

(1) 請求人氏名：
(2) 請求年月日：
(3) 管轄労働基準監督署：
(4) 被災労働者の所属事業場の名称及び職種 ア 所属事業場の名称： イ 職種：

2 請求の理由

上記1の請求人について、被災労働者の死亡後5年を経過してから遺族補償給付の請求をした理由、又は今般初めて特別遺族給付金の請求を行った理由について、請求書の受付時の機会等を捉えて、任意に聴取した上で該当する番号に○を付すこと。

なお、聴取に当たっては、請求人に対して遺族補償給付の受給権が時効により消滅したことを詰問する調子にならないよう留意し、以下の選択肢を例示するなどして工夫すること。

ア アスベストが原因で中皮腫・肺がんになるとは、その当時知らなかった。
イ 仕事でアスベストにばく露したことがあることをその当時知らなかった。
ウ アスベストによる中皮腫・肺がんが死亡したことは知っていたが、その場合、労災保険給付されることがあることをその当時知らなかった。
エ 被災労働者の詳しい死亡原因をその当時知らなかった。
オ その他 ()

※ 本報告書式は請求人1人ごとに作成すること。

勸奨対象者の状況について（調査結果）

勸奨対象者数 32名

（内訳）

- ① 過去に時効を理由に不支給決定を行った遺族補償給付の請求人
3名
- ② 上記以外の機会において、既に時効により遺族補償給付の受給権が消滅
していることを把握した事案に係る遺族
29名